津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域 区域図)



【留意事項】

【津波災害警戒区域】

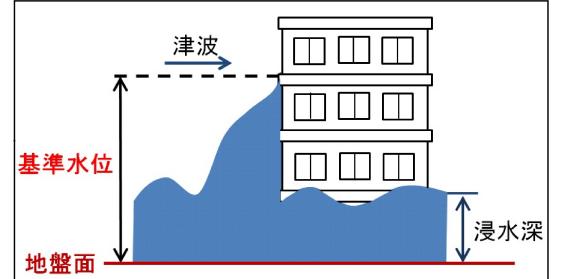
物取引業法(昭和27年法律第176号) 35条に基づく重要事項の説明の対象とな ります。

【基準水位】

「基準水位」は、津波法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準 となるものです。

〇 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突 による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であ り、地盤面からの高さ(m単位)で表示し ています。

(下図参照)



【地形(標高)データ】 〇 基準水位の算出に用いた「地形(標 高)データ」は、平成19年度から平成26年度に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合がありま

【背景地図】

〇「背景地図」は、市町の保有する DMデータを基に作成しており、道路や建物などが現況と異なっている場合があり

また、この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 基盤地図情報を使用しました。

(承認番号	平29情使、	第385号)

